

利用規約

Mexichem UK Limited(「サプライヤー」)による製品、部品、および/またはサービスを購買当事者(「顧客」)(それぞれが「当事者」および総称「当事者」)に販売する場合、本条件(以下「条件」)が適用され、これらの条件は当事者が締結するすべての商品、部品および/またはサービスに関する発注書を支配します。発注書は、仕入先が書面で明示的に受理しない限り、供給者に対して拘束力を持ちません。顧客から提案された追加または異なる条件は明確に異議を唱えられ、サプライヤーの認可代理人が書面で明示的に受諾しない限り、サプライヤーに対して拘束力を負いません。製品、部品および/またはサービスのいかなる注文も、本条件の受諾を意味します。これらの条件には責任制限条項が含まれており、顧客の注意は第8条で示されています。

1. 解釈

1.1. 定義:

営業日:英国の土曜日、日曜日、または祝日以外の日
で、ロンドンの銀行が営業している日を指します。

条件:本文書に記載され、随時修正
される条件を意味します。

契約:本条件に従い、供給者と顧客の間で商品および/
またはサービスの売買に関する契約を意味します。

顧客:サプライヤーから商品および/またはサービ
スを購入する個人または企業を指します。

不可抗力事象とは、第12条に記載され
たいずれの状況も含まれます。

財産:命令に記載された財(またはその一部)を指します。

インコタームズとは、国際商工会議所が発行し、インコタ
ーム® 2020として知られる国際商業用語を指します。

注文:顧客の商品および/またはサービスの注文であ
り、顧客の発注書に記載される場合があります。

注文確認:サプライヤーが注文の受諾を書面で確
認し、送付し、顧客に送付するものを指します。

仕様:商品に関するサプライヤーの書
面による仕様書を意味します。

1.2. 解釈:

(a) 人とは、自然人、法人、または法人格を有さ
ず法人格を持たない非法人を含む。

(b) 法令または法定規定への言及は、その改正または
再制定されたものへの言及である。法令または法定
規定への言及には、その法令または法令規定に基
づいて制定されたすべての下位立法が含まれます。

(c) 用語の後に特に例えば例えばを含むいかなる言葉
も、説明的とみなされ、その前の言葉、説明、定義、フ
レーズまたは用語の意味を制限しないものとする。

(d) 書面または書面に関する言及には、特に
明示がない限り電子メールを含む。

2. 契約の根拠

2.1. 本条件は、顧客が購入注文、注文の確認、仕様書、その
の文書に基づき課そうとする他の条項、または法律、貿易慣
習、慣行、取引の過程によって暗示される条項を除外して、
契約に適用されます。

2.2. この注文は、顧客がこれらの条件に従って商品を購入する
申し出を果たすものです。顧客は注文の条件が完全かつ正
確であることを保証する責任があります。

2.3. 注文は、供給者が注文確認書の形で書面による受諾を発
行した場合にのみ受諾とみなされ、その時点で契約が成立
します。

2.4. 顧客は、顧客の書類に記載された、または本条件に付随す
る、またはそれと矛盾する、または異なるいかなる条項に依
拠する権利を放棄します。本条件は、顧客が発行する発注
書やその他の書類に含まれる顧客の一般的な利用規約を
明示的に除外しています。

2.5. 供給者によって作成されたサンプル、記述物、広告および供
給者のカタログやパンフレットに含まれる説明や図解は、そ
れらに記載されている商品のおおよそのイメージを提供す
るのみを目的として作成されます。それらは契約の一部では
なく、契約上の強制力も持たない。

2.6. 供給者から提示された商品の見積もりは、オファーを構成
しない。見積もりは、見積もりに記載される期間のみ有効で
あり、記載されていない場合は発行日から5営業日の期間
のみ有効とする。

3. 財

3.1. 商品は仕様書に記載されています。

3.2. 供給者は、適用される法定または規制要件により仕様書を
修正する権利を留保します。

3.3. 貨物は容量に応じて、再充填シリンダー(「シリンダー」)、ドラム(「ドラム」)またはバルクISOタンク(「ISOタンク」)(まとめて「パッケージング」)のいずれかを用いて返品可能なパッケージで納品されることがあります。包装はサプライヤーの所有物であり、物品の保管以外の目的には使用されません。

4. 配達

- 4.1. 貨物が注文確認書に記載された合意されたインコタームに従って引き渡された時点で、納品は完了します。サプライヤーは注文確認後、できるだけ早くお客様に出荷の詳細を通知します。
- 4.2. 供給者の納品メモに顧客に包装を返送するよう求められている場合、顧客はその包装をサプライヤーの指示に従い、かつ顧客に届いた状態と同じ状態で返送しなければなりません。顧客がこれらの指示に従わない場合、顧客は包装の賃貸価値に基づく合理的な料金を支払い、パッケージが返却されるまで支払います。
- 4.3. いかなる包装の返品について、サプライヤーは:
- (a) かかと検査を受ける可能性がある。かかとテストでかかとに何らかの汚染が確認された場合、顧客はその汚染の修復にかかるすべての費用を直ちに供給業者に支払わなければなりません。
 - (b) リターンヒールの重さを測定します。ヒールが最大許容量を超えている場合(船舶会社の規則に従い)、パッケージは適用法に従って完全に輸入される必要があります(Fガス割当割当を含む)。顧客は輸入に伴うすべての費用をサプライヤーに全額補償します。
 - (c) はリターンヒールの重さを測定します。リターンヒールが包装の総容量の15%以上であれば、顧客は包装の空にかかるすべての費用をサプライヤーに全額負担します。
- 4.4. 納入日が記載されているのはあくまで概算であり、納入時期は重要ではありません。供給者は、不可抗力事象または顧客が供給者に十分な納品指示やその他供給に関連する指示を提供しなかったことによる遅延や不履行に対して責任を負いません。
- 4.5. 顧客が貨物の引き渡しを受け入れない場合、その遅延が契約上の義務を履行しなかったことが原因でない限り、供給者は貨物を納車まで保管し、保険を含むがこれらに限定されないすべての関連費用および費用を顧客に請求することができます。埠頭の家賃、無駄な輸送費、シャーシのレンタル、日々のタンクレンタルなどです。
- 4.6. サプライヤーが最初に貨物の配送を試みた日から10営業日経過しても、顧客が実際の納品を受け入れていない場合、サプライヤーは(i)商品の一部または全部を再販または処分し、商品の価格以下の不足分を顧客に請求することができます。合理的な保管および販売コストに加え、または(ii)顧客の確認が待つまで商品を顧客の代理として保持し続け、再引き渡しまでの保管に関連するすべての費用(保険、埠頭賃料などを含むがこれらに限定されない)を顧客に請求すること。シャーシレンタル、日々の戦車レンタル、無駄な輸送費などです。サプライヤーが注文した商品の重量や体積より最大10%多いまたはそれ以下まで納品した場合、顧客はそれを拒否することはできません。

- 4.7. 供給者は分割払いで商品を納品することができ、その分は別途請求書が発行され支払われるものとする。配達の遅延や分割払いの欠陥は、顧客が他の分割払いをキャンセルする権利を与えません。
- 4.8. 商品の供給者の重量が適用されますが、証明された誤りの場合は例外です。

5. 品質

- 5.1. 供給者は、引き渡し時(ただしいかなる受領タンクや船舶への放出前)に商品が適用される仕様に準拠していることを保証する。
- 5.2. サプライヤーが技術文献や特定の問い合わせに応じて行う商品の使用、取り扱い、管理に関する勧告や提案は「現状のまま」提供され、誠実に提供されますが、顧客自身がその商品の適切性、取り扱い、または管理を自ら確認する責任があります。法律で認められる限り、サプライヤーは明示的または黙示的な保証、特に特定の目的への適性保証、または非侵害の保証を否認します。サプライヤーは、サプライヤーの製品の設計や欠陥によって生じた、またはその結果として生じたと主張された損害について、厳格責任、不法行為、契約、その他の方法でいかなる当事者にも責任を負いません。修理、交換、部分的または全額の返金が、欠陥製品およびそれに伴う可能性のある結果に対して顧客が利用できる唯一の救済策であり、唯一の限定的な救済手段です。
- 5.3. 供給者が納品時に商品が仕様に準拠していることを示す分析証明書を提供した場合、納品後に発見された不適合は、顧客が商品受領後の顧客の不適切な行為による不適合の合理的な証拠を提示しない限り、第5.1条の保証の対象外と推定される。
- 5.4. 顧客は、契約に基づいて受領された商品を受領後3営業日(「検査期間」)以内に検査し、受け入れるか、非適合品があった場合のみ拒否するものとする。「非準拠品」とは、仕様を満たさない商品のことで、顧客は、検査期間中に非適合品について、すべての欠陥および不適合を具体的に記載し、サプライヤーが合理的に要求するその他の書面証拠やその他の書類(対象商品またはその代表サンプルを含む)を提示しない限り、商品を受領したとみなされます。顧客はこれを非適合品と主張します。明記されていないすべての欠陥および不適合は顧客によって放棄されたものとみなされ、当該商品は顧客によって受領されたものとみなされ、受領の取り消しの試みは無効とみなされます。供給者は合理的な裁量で、その商品が非適合品かどうかを判断する。
- 5.5. 供給者がこれらの商品が非適合品であると判断した場合、第5.4条および5.6項に従い、供給者は自らの意思で、顧客の唯一かつ排他的な救済手段として、非適合品を交換するか、非適合品の価格を全額返還する。
- 5.6. 供給者は、以下のいずれの事象においても、第5.1条に定められた保証を遵守しなかった場合に責任を負いません。
- (a) 輸送中の紛失または損害;
 - (b) 供給者以外の者による事故、乱用、誤用または改変などの外部原因;
 - (c) 顧客が第5.4条に従って通知した後にこれらの商品をさらに使用する場合;

- (d) 顧客が商品の荷降ろし、保管、使用に関するサプライヤーの口頭または書面の指示、または(存在しない場合)良好な取引慣行を守らなかったために欠陥が生じた;
- (e) 欠陥が故意の損害、過失、または不十分な保管または作業条件の結果として生じる;または
- (f) 商品が、適用される法定または規制要件を満たすために変更が加えられた結果、仕様書と異なっている場合。

- 5.7. 本項5に定められる場合を除き、供給者は第5.1項に定められた保証を遵守しなかった場合について顧客に対して責任を負いません。
- 5.8. 1979年売買法第13条から第15条に示唆される条項は、法律が許す限り契約から除外されています。
- 5.9. 本条件は、供給先から供給される代替品に適用されます。

6. タイトルとリスク

- 6.1. 貨物のリスクは、注文確認書に定められたインコタームに従い顧客に移転されるものとする。
- 6.2. 貨物の権利は引き渡し時に顧客に移転する。

7. 価格と支払い

- 7.1. 商品またはサービスの価格は、供給者が顧客に発行した最後の見積もりまたは発送前に仕入先が記載した価格、または価格が提示されない場合は、発送日時点で有効な供給者の公開価格表および/またはレートカードに記載された価格とします。
- 7.2. 供給者は、納品前に顧客に通知することで、以下に起因する商品のコスト増加を反映して商品の価格を引き上げることができます:
 - (a) 供給者の制御を超えた要因(外国為替変動、税金の増加、法律の変更(以下定義されるFgas権利を含む)、課徴金、手数料および関税、規制の変更や労働、材料、その他の製造コストの増加を含む);
 - (b) 顧客からの納品日、注文品の数量または種類、または仕様の変更要請;または
 - (c) 顧客の指示による遅延や、顧客がサプライヤーに対して適切または正確な情報や指示を提供しなかったことによる遅延。
- 7.3. 商品の価格は、価値加税(VAT)に関する金額を除外しており、顧客は有効なVAT請求書の受領を条件に、付加価値税(VAT)を付付する義務があります。
- 7.4. 貨物の価格には、貨物の引き渡しに適用される輸入関税、課徴金、その他の政府税、または販売に関する法定負担金を除外します。注文確認書に記載されたインコタームに従い、顧客は契約に基づく商品およびその販売または引き渡しに関係する、地域、国内、または国際的な当局によって課されるすべての税金、課税、物品税、関税、関税、関税および

その他の類似の料金(環境評価、手数料、税金、類似の項目や料金を含む)(総称して「税金」)について責任を負い、支払うことに同意します供給者の収入に基づいています。

- 7.5. 別途合意がない限り、貨物の価格には第4.1条に従い配送費用が含まれます。

- 7.6. 商品がフッ素化ガス(Fガス)の場合、顧客は以下を認めます。

- (a) (a) そのようなFガスが適用される法律(「Fガス規則」)および以下定義されるFガス権利の対象であること;

- (b) (b) 顧客のために欧州連合およびその他の法域に輸入される商品は、現在または将来、Fガスの取引、使用、製造権に関する要件や義務を伴う可能性があり、これには販売、使用、生産のために供給者および/または顧客に割り当てられた割当や割当も含まれますが、これらに限定されない場合があります。EU、アメリカ合衆国、イギリスおよび/またはその他の管轄区域内で行われる商業活動のためのFガスの消費および/または輸入(該当する場合、以下「Fガス権利」);

- (c) (c) Fガス権利が適用される場合、または適用される法律で要求されている場合、供給者は顧客の費用で商業的に合理的な努力を用いて、顧客が本契約に基づき注文した商品をカバーするために必要なFガス権を取得する権利を留保します。

- (d) 供給者が前項に従ってそのようなFガス権を確保した場合、本契約に基づく顧客注文量の商品を購入するための十分なFガス権取得の費用を供給業者に対して負担する。疑いを避けるため、サプライヤーは顧客に対して販売または提供するF-ガス権利の利用可能性を保証せず、顧客はサプライヤーがそのようなF-ガス権利を提供する義務を負わないことを認め合意します。顧客はさらに、サプライヤーが十分なF-ガス権利を提供できない場合、顧客は本契約に基づく商品購入を支えるのに十分な第三者からF-ガス権を取得することを認め同意します。そして、

- (e) 当事者は、いかなる場合でも顧客が契約条項に従って商品を購入する義務から免除されず、適用される法律の変更により商品の価格やその他の条件の変更を得られないことに同意します。適用法の変更により追加のF-ガス権の取得が必要となる場合も含まれます。顧客が単独で責任を負う。顧客がそのような追加割当や許容度を確保しなかった場合でも、顧客が商品を購入する義務を免除されるものではありません。

- (f) 供給者は本契約に基づく商品またはサービスの供給に関するF-ガス規則のすべての要件を遵守しなければならない。

- 7.7. 書面で別途合意がない限り、仕入先は発送、納品、または配送試みの直後のいずれかの時点で顧客に請求書を発行することができます。

- 7.8. 顧客はサプライヤーから提出された各請求書を支払います:

- (a) 請求書発行日から30日以内、または供給者が合意し顧客に書面で確認した信用条件に従って;および
- (b) 全額かつ清算済み資金で、命令書に記載された通貨

(または記載がない場合はポンド・スターリング)で、供給者によって書面で指名された銀行口座に渡される、

(c) 支払い時間は契約の本質である。

- 7.9. 顧客が契約に基づく支払い期限までに供給者に支払わなかった場合、第11条(終了)に基づく供給者の救済措置を制限しつつも、顧客は期限から遅延金額の支払いまで、判決の前後を問わず利息を支払うものとする。この条項7.9に基づく利息は、イングランド銀行の基準金利より年4%高く、基準金利が0%未満の期間は年間4%で毎日発生します。
- 7.10. 契約に基づくすべての金額は、税金の控除または源泉徴収(法律で求められる税金の控除または源泉徴収を除く)なしに全額支払われるものとする。
- 7.11. 本契約により、いかなる当事者が他方の当事者に対して費用または費用の返還または補償を求められている場合、その第一当事者は、他方が関連する税務当局からVATのクレジットまたは返済を受ける権利がある範囲を除き、その費用または費用の全額を相手方に返還または補償するものとする。

8. 責任の制限

- 8.1. 本条項で提供される救済措置は、顧客(第三者請求を含む)の唯一かつ排他的な救済手段となります。供給者は、いかなる間接的、特別的、または結果的な損害について顧客に対して責任を負いません。遅延損害、事業中断による損害、利益損失、貯蓄損失、収益損失、機会損失、商誉損失、または罰金や罰金の没収など、損害賠償が不法行為(過失を含む)、保証、契約、その他の法的理論に基づくかどうかにかかわらず、これらに限定されません。
- 8.2. 契約、不法行為(過失を含む)、厳格責任など、いかなる種類の請求(第三者請求を含む)に対して、買主に商品またはサービスを提供することに関連し、またはそれに起因する供給者の全責任は、請求を生じさせる特定の財またはサービスに対して支払われた金額を超えてはならない。
- 8.3. 前述の一般性を制限することなく、顧客は、いかなるプロセスの実務においても商品の使用によって得られた結果について、運用コスト、一般的な効果、成功または失敗の観点から、また供給業者による口頭または書面による技術的助言またはその他の形態にかかわらず、すべてのリスクと責任を負います。商品の使用に関するものです。
- 8.4. 本項に記載された制限および除外事項は、適用法で認められる範囲内のみ適用されます。
- 8.5. 顧客が契約に基づく請求について、該当する商品の引き渡しから30日以内に取引先に書面による通知を行わなかった場合、顧客は当該請求の放棄を認めます。適用される時効がいかなる場合でも、顧客が本書に基づく請求に対して訴訟を起こす場合、請求の根拠となった事象発生から遅くとも1年以内に提起されなければなりません。上記のすべての制限は、顧客の請求が契約違反、保証違反、賠償責任、過失、厳格責任、またはその他の法的理論に基づいている場合に適用されます。
- 8.6. 本第8条は契約の満了、終了、または解除を経ても存続します。

9. コンプライアンス

- 9.1. 第4.1条に従い商品が引き渡された場合、顧客は契約に基づく供給品の荷降ろし、荷下ろし、保管、取り扱い、販売、再販、流通、処分、使用に関する国際的、国内的および国内の規則遵守について全責任および責任を負います。
- 9.2. 顧客は、反贈賄および反汚職に関する法律(英国贈収賄防止法2010年、米国外国腐敗防止法および関連地域の類似法を含む)および反奴隷制および人身売買に関する法律(英国現代人命法2015年を含む)を含むすべての適用法を遵守しなければなりません。
- 9.3. 顧客は、顧客が上記の9.1条および/または9.2条に違反していると考えられる理由がある場合、供給者が顧客に対して責任なく契約を解除できることに同意します。

10. 顧客賠償および製品リコール

- 10.1. 顧客は、顧客、サプライヤーの関連会社およびそれぞれの役員、取締役、マネージャー、従業員、代表者、顧問(サプライヤー免責受領者)に対し、顧客の従業員への人身傷害または死亡を含む、いかなる責任、損失、損害、請求、罰金、罰金、判決、和解、費用および費用(法的費用および経費を含む)から免責、防御、補償および損害を負わなければなりません。契約および顧客の契約に関連する活動に起因または関連して生じるもの、すなわち(a) 顧客または第三者による商品の取り扱い、保管、販売、販売、再販、流通、使用、使用または処分(単独または他の物質と併用して使用される場合)および (b) 顧客がいかなる指示にも従わなかったこと、適用される法律および規則。
- 10.2. 供給者は、任意の裁量で商品のリコール、市場撤退、または類似の措置(「リコール」)を開始する権利を有する。リコールが発生した場合、顧客は、サプライヤーが市場からの商品のリコールを緊急に実施するために合理的に必要とするあらゆる支援を提供し、その中には、サプライヤーが合理的に要請できる範囲で、手続きを開始し、情報や支援を提供することが含まれます。
- (a) リコールに異議を唱え、抵抗し、控訴し、妥協し、擁護、是正、または軽減すること;
- (b) 顧客の権利をいかなる者に対しても行使すること;および
- (c) リコールに関連する手続きに関しては、供給者が指名した専門のアドバイザーを利用し、供給者が要請した場合は、手続きの独占的な実施を供給業者に許可すること。
- 10.3. 顧客は、市場から商品を即時にリコールできるよう、適切で最新かつ正確な記録を保持しなければなりません。これらの記録には、顧客への納品記録(バッチ番号、納品日、顧客の氏名と住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む)が含まれます。
- 10.4. 本条10は契約の満了、終了、または解除後も存続する。

11. 終結

- 11.1. 他の権利や救済を制限することなく、供給者は以下の場合に限り、顧客に書面で通知することで即時に本契約を解除することができます：
- (a) 顧客と供給者間の契約またはその他の契約のいかなる条項も含め、(その違反が是正可能である場合)当事者が書面で通知されてから14日以内にその違反を是正しなかった場合；
 - (b) 顧客が清算、または債権者とのいかなる合併・取り決めにおいても(償還再編を除く)、モラトリアムの取得、清算(自発的または裁判所の命令による、ただし償付再編の目的を除く)、資産の受託者を任命する、または事業継続を停止する。顧客は、事業の管理開始、暫定清算、債権者とのいかなる合併や取り決め(支払い能力再編を除く)、モラトリアムの取得、清算(任意または裁判所の命令によるもの)に関連し、事業を停止、停止を脅し、停止または停止をほのめかす、または他の法域で行われる措置や措置を取る、または停止をほのめかす、または脅迫する。償還能力再編の目的を除き)、その資産に受託者が任命されたり、事業を停止したり、他の管轄区域で措置や措置が取られた場合は、該当する管轄区域の類似手続きに関連して行うこと；
 - (c) 顧客が営業の全部または大部分を停止、停止を脅し、停止または停止をほのめかす；または
 - (d) 顧客の財務状況が悪化し、契約条件の履行能力が危険にさらされていると合理的に正当化される。
- 11.2. 他の権利や救済を制限することなく、顧客が第11.1条(a)および第11.1(d)項に記載されたいずれかの事象の対象となる場合、または顧客がそのいずれかの対象となると合理的に信じる場合、供給者は契約または顧客間の他の契約に基づく商品の提供を停止することができます。または、顧客が支払い期限までに本契約に基づくいかなる金額も支払わなかった場合。
- 11.3. 他の権利や救済を制限することなく、顧客が支払い期限までに契約に基づく未払い金額を支払わなかった場合、顧客に対して書面で通知することで、直ちに契約を解除することができます。
- 11.4. 契約がいかなる理由でも終了した場合、顧客は直ちに供給先に対して未払い請求書および利息を支払わなければならない。請求書が提出されていない供給品については、請求書を提出し、顧客が受領次第直ちに支払う請求書を提出するものとする。
- 11.5. 契約の終了または満了がいかなる場合でも、終了または満了時に発生した当事者の権利および救済には影響しない。これには、終了または満了日までに存在した契約違反に関する損害賠償請求権も含まれている。
- 11.6. 明示的または黙示的に契約終了または満了後に発効または継続する予定の契約条項は、完全な効力を持ち続けるものとする。

12. 不可抗力

- 12.1. サプライヤーは、顧客に対して責任を負わず、義務違反や不履行とみなされない。ただし、その履行が供給者の合理的な管理を超えた原因(以下は、適用される外国または国内の政府規則や命令への誠実な遵守を含む)によって直接的または間接的に遅延または妨げられた場合、これらの規則や命令が後に無効であることが判明するかどうか、自然災害または人為的災害、天災、政府当局の行為または不作為、火災、激しい気象条件、地震、ストライキやその他の労働騒乱、洪水、深刻な誘拐リスク、戦争(宣言済み・非宣言済み)、武力紛争、テロ行為または脅威、パンデミック、疫病、検疫、地域的、国内的または国際的な災害、市民の騒乱、暴動、輸送の深刻な遅延、深刻な自動車不足、必要とみなされる価格および条件での調達困難、環境保護、健康安全規則の遵守に伴う増加費用、サプライヤーまたはその関連会社の生産運営に関する部分的または完全な停止、および顧客の行為または不作為(サプライヤーへのアクセスの遅延不履行を含む) サプライヤーが適時に必要な活動を遂行できるように、必要な情報、工具、資材、承認(「不可抗力事象」)。
- 12.2. 供給者は、本条項に基づき遅延が生じた場合、速やかに顧客に通知しなければならない。12.納品日または履行日は、供給者の判断により、(i) 遅延によって失われた時間に加え、その効果を克服するために合理的に必要な追加時間を加えた期間延長される、または (ii) 不可抗力事象が契約上の義務を履行する供給者の能力に部分的にしか影響しない場合、影響を受ける量は契約から責任なく削除されますが、契約自体はそれ以外の影響を受けません。顧客の行為または不作為により供給者が遅延した場合、供給者も公平な価格調整を受ける権利を有する。
- 12.3. 供給者は、本条項12で免除された数量を供給するために、第三者または関連会社から商品または原材料を取得する義務を負わない。サプライヤーの供給に不足が生じた場合、または商品の生産に必要な材料、部品、部品(「材料」)が不足した場合、サプライヤーは他の供給源から同様の商品や材料を調達する義務なしに、利用可能な供給を顧客間(契約下・有無にかかわらず)および自社および部門の要件に配分することができます。子会社および関連会社に対して、サプライヤーの裁量で公正かつ合理的な方法と金額で取引します。
- 12.4. 遅延または不履行期間が90日続いた場合、供給者は顧客に対して30(30)日の書面通知を行って契約を解除することができます。

13. 輸出管理

- 13.1. 顧客は、米国、英国、欧州連合を含むすべての適用される輸出入法および規則を遵守し、契約に基づくサプライヤーが提供する商品、部品、技術が、これらの法律および規則に違反して使用、販売、開示、リリース、譲渡、または再輸出されないことを保証することに同意します。顧客は、(a) 米国国務省が「テロ支援国家」と指定した国、北朝鮮、または当該国の居住者や国民に対して、(a) の条件に基づき供給者が提供した物品や技術を直接的または間接的に輸出、再輸出、または譲渡してはなりません。(b) 米国商務省が管理する「エンティティリスト」または「拒否者リスト」、米国財務省が管理する「特定指定国民およびブロック対象者リスト」、またはその他米国政府の適用禁止当事者リストに記載されている個人または団体；または(c) 核、化学、または生物兵器の活動に従事する最終利用者。米国、英国および/またはEU

国外への輸出対象となる商品や部品が「二重用途」と見なされる可能性がある場合、顧客は(または最終利用者に供給者に)適用される法的要件に従い、迅速に「エンドユーザー声明」を供給者に提出しなければなりません。サプライヤーは顧客に対して遅延について責任を負わず、顧客が当該声明の提供を怠った場合に義務違反もありません。

14. 環境衛生安全(EHS)

- 14.1. 本条項は、サプライヤーの職員が顧客が運営または顧客の管理下にある現場に出勤する義務がある場合に適用される。
- 14.2. 顧客は、供給者従業員の安全で健康的かつ安心な職場環境を提供するために必要なすべての措置を講じ、該当する場合は交通や宿泊も含まれます。顧客は、労働者の健康、安全、または環境に影響を与える既知のリスク、危険、または変化した条件(有害物質の存在または潜在的存在を含む)をサプライヤーに通知し、安全データシート、現場セキュリティ計画、リスク評価、作業危険分析などの関連情報を提供しなければなりません。
- 14.3. 命令に基づくサービス提供および業務パフォーマンスに関連するリスクを評価するため、顧客はサプライヤーに対し、サイトおよび関連機器の閲覧に合理的なアクセスを提供しなければなりません。サプライヤーの現場での作業が、合理的に入手できない地域、州、または国家のEHS法的要件の対象となっている場合、顧客はサプライヤーに通知し、そのコピーを提出しなければなりません。

15. 核・危険用途

- 15.1. 核使用禁止 – 供給者が提供する商品および/またはサービスは、いかなる原子力施設や活動に関連しての使用を意図または許可されたものではなく、顧客は供給者の事前書面による同意なしに、当該商品および/またはサービスを他者に使用または許可しないことを保証します。前述の違反によりそのような使用が行われた場合、供給者は訴訟原因にかかわらず、核やその他の損害、傷害、汚染について一切の責任を負いません。供給者のその他の権利に加え、適用法で認められる最大限の範囲内で、顧客は、原子力またはその他の損害、傷害、汚染に起因する個人または当事者によって主張された、または有利に主張されるすべての請求に対して、請求者グループに対して単独責任を負い、補償しなければなりません。供給者は、いかなる原子力施設または活動に関連するいかなる使用に対しても同意すること、もしあれば、供給者が原子力責任からの保護のために受け入れ可能と判断する追加の条件に基づきます。
- 15.2. 「訴因に関わらず」とは(適用法で認められる最大の範囲で)、原因、過失、過失、いかなる形態または程度の過失、厳格または絶対的責任、義務違反(法定またはその他の義務違反)、船舶の不適航性、および/または施設・船舶の欠陥を含みます。上記のすべてについて、既に存在しているかどうかにかかわらず、損害、責任、請求が契約、保証、補償、不法行為/契約外責任、または厳格責任、準契約、法律、その他のものに由来するかどうかに関わらず。

16. サプライヤーの知的財産権

- 16.1. サプライヤーの知的財産権には、登録や出願の対象となるかどうかにかかわらず、すべての商標、商標、ロゴ、デザイン、シンボル、エンブレム、識別マーク、スローガン、サービスマーク、著作権、特許、モデル、図面、ノウハウ、情報、その他サプライヤーの識別資料(以下「IP権利」)が含まれます。サプライヤーは商品およびサービスに関するすべての知的財産権を保持し、本書は顧客に明示的または黙示的な権利やライセンスを与えるものと解釈されてはなりません。特に、顧客はサプライヤーの事前書面による同意なしに、サプライヤーの名称、ロゴ、その他の知的財産権を使用してはなりません。さらに、顧客は、行為や不作為によって、サプライヤーの知的財産権を侵害、損害、危険にさらす、または損なう可能性のある行為を行ったり、不適切にしたりすることはありません。特に、顧客は以下を行いません:
 - (a) サプライヤーが納品する製品に記載されたマーキングやその他の識別手段を修正、削除、または変形すること;
 - (b) サプライヤーの知的財産権を、その特異な性格や有効性に影響を与える可能性のある方法で利用すること;
 - (c) サプライヤーの商標以外の商標を、サプライヤーの事前の明示的な書面による同意なしに商品を納入する場合、または
 - (d) サプライヤーの商標や商号に類似し、混同や欺瞞を引き起こす可能性のある商標または商号を使用すること。

17. 保険

- 17.1. 契約期間中およびその後5年間、顧客は信頼できる保険会社と共に以下の保険を保持しなければなりません。
 - (a) 専門職賠償保険、製品責任保険、および契約に関連して生じる可能性のある責任をカバーする水準の公的賠償責任保険、
 - (b) 少なくとも500万ポンドの雇用主賠償責任保険。
- 17.2. 供給者の要請により、顧客は上記の条項に記載された補償内容を記載した保険証明書の両方を提示しなければなりません
- 17.3. および各保険に関する当年度の保険料の領収書。

18. 機密保持

- 18.1. 「機密情報」とは、本条件の条件および、サプライヤーおよび/またはその関連会社の事業、商品、サービスおよび/または活動に関するあらゆる形態の非公開情報、技術データまたはノウハウ(サンプルを含む)を意味し、口頭または書面、電子またはその他の形式で、また独自または機密としてマークされているかどうかにかかわらず、顧客に開示または提供されるすべての非公開情報、技術的データまたはノウハウ(サンプルを含む)を意味します。および機密情報から得られた情報;ただし、機密情報には、(i) 開示時に顧客が知っていた情報、または顧客が第三者から非機密に基づいて正当に

取得した情報が含まれないこと;(ii) 顧客の行為または行動不履行によって現在または今後そうなる場合、一般に知られている。またはiii) 顧客が同時の文書証拠に基づく機密情報に依拠せず、独自に開発したもの。

18.2. 顧客は以下をしてはならない。

- (a) 機密情報の理由は、供給者からの商品および/またはサービスの購入に関する権利の行使または義務の履行のためを除き(以下「目的」)。
- (b) 機密情報について、目的のためにその情報を知る必要があり、本条項に記載されたものと同等以上の厳格な非開示義務に拘束される従業員および代理人を除く第三者に開示すること;そして、
- (c) サプライヤーの許可なく、サンプルを含む機密情報をリバースエンジニアリングすること。

18.3. 顧客は、本契約に違反して機密情報の使用や開示を防ぐため、合理的かつ慎重な安全対策を講じなければなりません。顧客は契約に基づく従業員および代理人の義務に主に責任を負います。

18.4. サプライヤーの要請により、顧客は書面、電子、その他の形式を問わず、当該機密情報のすべてのコピーを速やかに返却するか、機密情報を安全に削除・破棄しなければならない。それにもかかわらず、顧客は記録管理目的で機密情報のコピーを1部保持するか、企業全体のアーカイブバックアップシステムにコピーを保持することができます。機密情報の破棄または保持にもかかわらず、顧客は本書に基づく守秘義務に引き続き拘束されます。

18.5. 裁判所または政府機関の命令、法律、規則、司法または行政手続きにより、顧客が機密情報を開示する義務がある場合、顧客は以下を行います。

- (a) 法的に許可されている場合、その開示を事前に書面でサプライヤーに通知すること;
- (b) サプライヤーの要請および費用に基づき、開示に抵抗または制限、または保護命令を取得するためにサプライヤーと合理的に協力すること;および
- (c) 保護命令やその他の救済措置がない場合、弁護士の見解で法的に開示が義務付けられた機密情報の一部のみを開示し、開示された情報に対して機密扱いが行われることを保証すること。

18.6. 終了後も、顧客の機密情報に関する義務は以下のように完全に有効および有効に続きます。(i) 適用される法律の意味における営業秘密を構成する機密情報の場合、その情報が営業秘密である限り;または(ii) その他の機密情報や資料については、開示日から5年間の期間で。

18.7. 供給者は、保証金の支払いや損害証明の義務なしに、本規定の違反または違反の脅迫に対して差止救済を受ける権利がある。

19. 一般

19.1. 供給者はいつでも譲渡、譲渡、抵当権、担保、下請け、委任、信託の宣言、またはその他の方法で契約に基づく権利または義務のすべてまたは義務を扱うことができる。顧客は、サプライヤーの事前の書面による同意なしに、契約上の権利または義務のすべてを譲渡、譲渡、抵当権、担保、下請け、委託、委任、信託の宣言、またはその他の方法で取引することはできません。

19.2. 本契約は当事者間の全合意を構成し、その主題に関する書面または口頭を問わず、これまでのすべての合意、約束、保証、保証、表明および理解に優先し消滅させる。

19.3. 各当事者は、契約に記載されていないいかなる陳述、表現、保証、保証(無実であれ過失であれ)に依拠せず、また救済措置を取らないことに同意します。各当事者は、契約上のいかなる記述にも基づき、無実または過失による虚偽陳述や過失による虚偽陳述について請求権を負わないことに同意します。

19.4. 本契約のいかなる変更も、当事者(またはその権限ある代理人)による書面および署名がない限り効力を発揮しない。

19.5. 契約または法律で定められた権利または救済を行使しなかったり遅延したりすることは、その権利または救済の放棄を意味せず、またその権利や救済のさらなる行使を妨げたり制限したりしない。そのような権利または救済の単独または部分的な行使は、その権利または他の救済のさらなる行使を妨げたり制限したりしない。

19.6. 契約のいかなる条項または部分条項が無効、違法、または強制不能となった場合、それは削除されたものとみなされますが、契約の他の部分の有効性および執行性には影響を与えず、当事者は誠実に交渉し、可能な限り元の条項の意図した商業的結果を達成する代替条項に合意しなければなりません。

20. 通知

20.1. 契約に基づき当事者に提供されるすべての通知、要請、同意、請求、要求、放棄およびその他の連絡(いずれも「通知」)は書面で行われ、顧客の場合は注文書の表面に記載された住所に手渡しまたは前払いの一般郵便で、仕入先の場合は注文確認書で届けられなければなりません。または受領者が書面で指定するその他の住所またはメールアドレスへ。

20.2. 通知は受領されたものとみなされる:

- (a) 手渡し、配達領収書の署名、または通知が適切な住所に残された際に配達された場合;
- (b) 事前払いのファーストクラス郵便で、郵送から2営業日目の午前9時、または(海外の場合は)郵便発送後5営業日目、または配達サービスが記録した時間に送付する場合;
- (c) 郵便証明を提出した登録航空郵便または国際宅配便で、郵便後第5営業日午前9時に送付された場合;または
- (d) 送信時に電子メールで送信された場合、または受領地で営業時間外にあたる場合は営業

時間が再開された際に送信される。営業時間は、受領地が祝日でない日で、月曜から金曜の午前9時から午後5時までとします。

- (e) 本条項は、いかなる訴訟手続きやその他の書類の送達、または該当する場合は仲裁やその他の紛争解決方法の送達には適用されません。

21. 第三者の権利

- 21.1. 明示的に別記がない限り、契約は1999年契約(第三者の権利)法に基づくいかなる権利も生じさせません。
- 21.2. 第10条は、供給者被免除者によって執行可能であることを意図しています。
- 21.3. 当事者が契約を解除または変更する権利は、他の誰かの同意を得られない。

22. 統治法と管轄権

- 22.1. 契約および契約またはその主題・形成に起因または関連して生じるいかなる紛争または請求(非契約紛争や請求を含む)は、イングランドおよびウェールズに法律に従い、その解釈を適用するものとする。当事者は、いかなる国も制定した国連国際物品販売契約条約および統一コンピュータ情報取引法は適用されないことを認め合意します。
- 22.2. 本条項または購入注文の主題に関連するすべての紛争は、いずれの当事者が緊急、差止命令、または保全的措置を求める権利を損なうことなく、国際商工会議所(ICC)調停規則に基づく紛争解決手続きに付託されるものとする。「調停要請」提出後60暦日以内に紛争が解決されなかった場合(または状況に応じて合理的または書面で合意されたその他の期間内)、その紛争はICC仲裁規則に従い、当該規則に基づき任命された1名以上の仲裁人によって最終的に解決されます。仲裁の本拠地または法的場所はロンドンであり、仲裁の言語は英語とします。仲裁人の決定または裁定は書面で行われ、両当事者にとって最終的かつ拘束力を持つものとする。